

利用者負担について

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を行った市町村が定める利用者負担金（保育料）を当園にお支払いいただきます。
- (2) 当園は、市町村から特定教育・保育に係わる教育・保育給付費を法定代理受領いたします。ただし、法定代理受領を受けない時は、支給認定保護者から、特定教育・保育費用の給付を受けるものとします。
- (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担（実費負担）
前項の保育料のほか、教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の支払を保護者の方にご負担していただきます。

種類	理由	金額
1・2号認定こどもに係る副食費	給食おかず及びおやつ代として	月額 4,700円
給食参観試食代 (0、1、3、5歳児の希望保護者のみ)	出席保護者の食費として	1食 235円
制服・制帽・通園カバン・スモック・ 運動着・運動帽子・水着等購入代 (購入希望数量の品代)	登降園時、園生活時に着用・使用するため	別途注文書等で案内 おおよそ25,000円程度
果物狩り料金(4歳以上児)	特別行事経費として	実費
その他当園の利用において通常必要とされるものに 係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの		園長が定める金額

※税込表示がない項目については非課税扱いとする。

※上表の金額等は、納入価格・消費税法の改正等により変更となる場合があります。

その場合は、その都度注文書・お便り等で事前にお知らせします。

※当園は、通帳への記載で領収証とさせていただきます。また、上記費用を現金で支払いを受けた場合は、領収書を交付(または領収印を押印)します。